

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表(案)

現行	改正案
IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）	IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）
IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）	IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）
IV-3-1-2 勧誘・説明態勢	IV-3-1-2 勧誘・説明態勢
(1) ~ (9) (略)	(1) ~ (9) (略)
(10) 金商業等府令第70条の2第7項に定める業務管理体制の整備に係る留意事項  証券会社等が社内取引システム（金商業等府令第70条の2第7項に規定する社内取引システムをいう。本IV-3-1-2において同じ。）を使用して同項に規定する取次ぎを行う場合、投資者保護の観点から、以下の点について、顧客に対し分かりやすく説明しているか留意するものとする。  ① 社内取引システムを運営する者に関する情報（会社の概要及び社内取引システムを利用した自己勘定取引の有無を含む。）及び他の取引参加者の概要 ② 社内取引システムを使用して行う金商業等府令第70条の2第7項に規定する取次ぎを <u>取引所金融商品市場等（取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムをいう。）</u> における価格（価格に相当する事項を含む。）と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行う場合、その仕組みの詳細	(10) 金商業等府令第70条の2第7項に定める業務管理体制の整備に係る留意事項  証券会社等が社内取引システム（金商業等府令第70条の2第7項に規定する社内取引システムをいう。本IV-3-1-2において同じ。）を使用して同項に規定する取次ぎを行う場合、投資者保護の観点から、以下の点について、顧客に対し分かりやすく説明しているか留意するものとする。  ① 社内取引システムを運営する者に関する情報（会社の概要及び社内取引システムを利用した自己勘定取引の有無を含む。）及び他の取引参加者の概要 ② 社内取引システムを使用して行う金商業等府令第70条の2第7項に規定する取次ぎを <u>取引所金融商品市場又は私設取引システム（金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）</u> における価格（価格に相当する事項を含む。）と比較して当該価格と同一又はそれよりも有利な価格で行う場合、その仕組みの詳細

現行	改正案
<p>③ 取引ルール（取引の参加基準、拒否事由及び社内取引システムに回送する方法を顧客が注文執行の選択から外す方法を含む。）</p> <p>④ 注文の回送時に対当した価格が必ずしも約定時における有利な価格を保証するものではないこと及び注文を故意に顧客に不利な取引の条件で執行することがないこと</p> <p>⑤ 顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的として社内取引システムを用いた取引を行う場合、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況（価格改善しなかった場合はその理由を含む。）</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>③ 取引ルール（取引の参加基準、拒否事由及び社内取引システムに回送する方法を顧客が注文執行の選択から外す方法を含む。）</p> <p>④ 注文の回送時に対当した価格が必ずしも約定時における有利な価格を保証するものではないこと及び注文を故意に顧客に不利な取引の条件で執行することがないこと</p> <p>⑤ 顧客がより有利な価格で取引を行うことを主な目的として社内取引システムを用いた取引を行う場合<u>（当該顧客の求めに応じて金商業等府令第124条第6項に規定する最良執行説明書を交付した場合であって、当該最良執行説明書に当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況が記載されているときを除く。）</u>、当該社内取引システムを利用したことによる個々の取引に係る価格改善効果の状況（価格改善しなかった場合はその理由を含む。）</p> <p>⑥ (略)</p>
(新設)	<p><u>(11) 最良執行方針等に係る留意事項</u></p> <p><u>証券会社等が、有価証券等取引（金商法第40条の2第1項に規定する有価証券等取引をいう。以下(11)において同じ。）に関する顧客の注文について、最良執行方針等（金商法第40条の2第1項に規定する最良執行方針等をいう。以下(11)において同じ。）を定め、当該最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行するに当たっては、投資者保護の観点から、以下の点について留意するものとする。</u></p>

現行	改正案
	<p>① <u>最良執行方針等の分かりやすい記載について</u>  <u>最良執行方針等は、顧客の属性や証券会社等のビジネスモデルに応じて、分かりやすく記載しているか。</u></p> <p>② <u>最良の取引の条件で執行するための方法について</u>  <u>金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号柱書に規定する場合</u>  <u>(当該場合において使用する電子情報処理組織を「最良価格検索システム」という。以下(11)において同じ。)であって、取引所金融商品市場と一若しくは複数の取引所金融商品市場等（同号に規定する取引所金融商品市場等をいう。以下(11)において同じ。）における価格を比較して、最も有利な価格が提示されている取引所金融商品市場等に顧客の注文を回送するときは、基本的に、金商業等府令第 124 条第 2 項第 2 号口に規定する「最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外の顧客の利益となる事項を主として考慮して行うものであるとき」に該当しない。</u>  <u>一方、複数の取引所金融商品市場等において取り扱われている銘柄について、最良価格検索システムを使用することなく、特定の取引所金融商品市場等に顧客の注文を回送するときは、基本的に、金商業等府令第 124 条第 2 項第 2 号口に規定する「最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外の顧客の利益となる事項を主として考慮して行うものであるとき」に該当する。</u></p> <p>③ <u>最良価格検索システムによる注文回送ルールについて</u>  <u>金商業等府令第 124 条第 2 項第 1 号口に規定する「取引所金融商品市場等の選択の方法及び順序」に関して、例えば、</u></p>

現行	改正案
	<p><u>順次に回送するのか、複数に分割して同時に回送するのか、順次に回送する場合にどのような順序で回送するのか、といった基本となる注文回送ルールについて、顧客の属性に応じて、最良執行方針等に分かりやすく記載しているか。</u></p> <p><u>(4) 最良価格検索システムによる注文回送ルールを採用する理由について</u></p> <p><u>イ. 金商業等府令第124条第2項第1号イに規定する「価格を比較する取引所金融商品市場等」に関して、自社又は自社と資本関係のある証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムを比較の対象として選択している場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該取引システムを選択する合理的な理由について、資本関係の有無を含め、最良執行方針等に具体的に記載しているか。</u></p> <p><u>ロ. 金商業等府令第124条第2項第1号ロに規定する「複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合におけるもの」に関して、最良価格検索システムの使用に際して比較する複数の取引所金融商品市場等における最も有利な価格が同一である場合に、自社又は自社と資本関係のある証券会社等が運営する私設取引システム又は社内取引システムで注文を執行することとしている場合には、顧客にとってのメリット・デメリットを踏まえた上で、当該取引システムで注文を執行する合理的な理由について、最良執行方針等に具体的に記載しているか。</u></p>